

## 鳥取県介護支援専門員実務研修 実習受入事業所登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法等に定める介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）の研修カリキュラムのうち「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」（以下「実習」という。）の受入事業所の登録手続き等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領について、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援専門員実務研修 介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修をいう。
- (2) 実習 「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成18年3月31日厚生労働省告示第218号）」第1項に定める実習のことをいう。
- (3) 研修実施機関 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会のことをいう。
- (4) 特定事業所加算 居宅介護支援事業所の特定事業所加算のことをいう。

### (実習受入事業所)

第3条 実習を行う事業所は、次のいずれかを満たす居宅介護支援事業所とする。

- (1) 特定事業所加算（以下「加算」という。）を算定している事業所。
- (2) 十分な経験と指導実績のある主任介護支援専門員が在籍し、多様な要介護高齢者（利用者）を担当するなど受講者に対する指導を十分に実施できるものとして県が特に認める事業所。

### (実習受入事業所の登録申請)

第4条 前条第1号に該当する事業所は、加算を算定することとなった日以降速やかに、様式第1号により県に登録の申請を行うものとする。

2 前条第2号に該当する事業所は、県が認めることとなった日以降速やかに、様式第1号により県に登録の申請を行うものとする。

### (実習受入事業所の登録決定)

第5条 前条による登録申請があった場合、県は速やかに登録可否について判断し、可とする場合は登録事業所として研修受入事業所登録簿（以下「登録簿」という。）に登載するとともに、様式第2号により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により新たに登録簿に登載した場合及び次条の規定により登録簿から削除した場合、県は速やかに研修実施機関に通知するものとする。

### (実習受入事業所の登録を消除する場合)

第6条 前条による登録以後、加算算定の要件を満たさなくなった等の理由により実習受入事業所としての登録を消除する必要がある事業所は、速やかに様式第3号により県に届け出るものとする。

### (実習受入に係る調整)

第7条 第5条による登録以後、毎年度の実務研修における実習生受入に係る登録事業所と実習生との調整等は、研修実施機関において行うものとする。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、その都度、県と研修実施機関で協議して決定する。

### 附 則

この要領は、平成28年11月10日から施行する。